事項	算定方法
一　特定の疾病対策に要する経費があること。	特定の疾病について当該年度において実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
二　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。	地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
三　特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四　医師を搭乗させた救急自動車の運営に要する経費があること。	当該年度において、当該市町村が医師を搭乗させた救急自動車を運営するために要する経費に〇・八を乗じて得た額とする。
五　密集市街地の防災街区の整備に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額とする。 算式 （A＋B＋C）×0.8＋D×0.72 算式の符号 A　建築物の建替えに係る補助（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。）第12条第１項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額 B　移転料の支払に係る補助（密集市街地整備法第29条第１項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額（国の補助金の額を限度とする。） C　市町村借上住宅の家賃の減額（密集市街地整備法第22条第２項において準用する同法第21条第３項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額 D　阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた市町村が国の補助金を受けて施行する密集市街地整備促進事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

事項	算定方法
一　特定の疾病対策に要する経費があること。	特定の疾病について当該年度において実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
二　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。	地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
三　特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四　医師を搭乗させた救急自動車の運営に要する経費があること。	当該年度において、当該市町村が医師を搭乗させた救急自動車を運営するために要する経費に〇・八を乗じて得た額とする。
五　密集市街地の防災街区の整備に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額とする。 算式 （A＋B＋C）×0.8＋D×0.72 算式の符号 A　建築物の建替えに係る補助（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。）第12条第１項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額 B　移転料の支払に係る補助（密集市街地整備法第29条第１項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額（国の補助金の額を限度とする。） C　市町村借上住宅の家賃の減額（密集市街地整備法第22条第２項において準用する同法第21条第３項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額 D　阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた市町村が国の補助金を受けて施行する密集市街地整備促進事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額